

法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

平成 15 年 7 月 1 日
(保発第 0701002 号)
健康保険組合理事長あて
厚生労働省保険局長通知

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。)は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とならない。

一方、法人の代表者又は業務執行者(以下「代表者等」という。)は、原則として労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく保険給付も行われない。

しかしながら、極めて小規模な事業所の法人の代表者等については、その事業の実態等を踏まえ、当面の措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に当たり遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 健康保険の給付対象とする代表者等について

被保険者が 5 人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異なるような業務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とすること。

2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき者に対しては給付を行わないこと。

このため、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び法人の登記簿に代表者である旨の記載がない者の業務に起因して生じた傷病に関しては、労災保険による保険給付の請求をするよう指導すること。

3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、小規模な法人の代表者等は、一般的には事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にない。

こうしたことも踏まえ、法第 108 条第 1 項の趣旨にかんがみ、法人の代表者等が、業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、傷病手当金を支給しないこと。

4 適用について

本通知は、本日以降に発生した傷病について適用すること

下記の通達により上記 3.の内容に改正された。

「法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について」の一部改正について

平成 16 年 3 月 30 日

(保発第 0330003 号)

健康保険組合理事長あて
厚生労働省保険局長通知

「法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について」は、厚生労働省保険局長名により通知(平成 15 年 7 月 1 日付保発 0701002 号)したところであるが、当該通知のうち「3 傷病手当金について」を下記のとおり改正することとしたので、その実施に当たり遺憾のないように取り扱われたい。

なお、本通知は従来 of 趣旨を明確にするものであり、実質的な内容を変更するものでないことを申し添える。

記

傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、小規模な法人の代表者等は、一般的には事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にない。

こうしたことも踏まえ、法第 108 条第 1 項の趣旨にかんがみ、法人の代表者等が、業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、傷病手当金を支給しないこと。